システムであり、住民基本台帳が利用側業務システムとなる場合は、「0002」のフォルダの配下に「0001」のフォルダを作成する。

※標準準拠システムが独自施策システム等とファイル連携を行う場合の命名規則は、「2.2.2.連携フォルダ命名規則」のとおり。

②　退避・移動ファイル履歴管理用のフォルダ名は「rireki」とすること。

3.3. 連携ファイルについて

3.3.1.連携ファイル命名規則

「2.3.1.連携ファイル命名規則」のとおり。

3.3.2.連携ファイル

「2.3.2.連携ファイル」のとおり。

3.3.3.連携ファイル作成単位

①　提供側業務システムは、利用側業務システム単位に別々の連携ファイル（全件・差分に関わらず）を作成すること。
例）個人住民税システム、児童手当システムのどちらもが、住民記録システムの同一データを利用する場合、住民記録システムは個人住民税システム、児童手当システム毎に別々の連携ファイルを作成する。